

議案第四十号

三朝町過疎地域振興計画の一部変更について

別表のとおり三朝町過疎地域振興計画の一部を変更することについて、
過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第六条第六項の規
定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

区 分	変 更 前		変 更 後		備 考
1. 交通通信体系 の整備	事業名	事業内容	事業名	事業内容	頁13から頁15 (3) 整備計画
	(1)市町村道 道路改良		(1)市町村道 道路改良	花 倉 線 L = 100.0m w = 4.0m	追加 事業主体-----町
	(3)林道		(3)林道	丹 戸 線 L = 1,860m w = 3.0m	追加 事業主体-----町 補助事業
				実光福吉線 L = 1,880m w = 4.0m	追加 事業主体-----町 補助事業
				滝ノ奥線 L = 1,370m w = 4.0m	追加 事業主体-----町 補助事業
3. 生活環境施設 及び福祉施設等 厚生施設の整備	事業名	事業内容	事業名	事業内容	頁24から頁25 (3) 整備計画
	(6)消防施設		(6)消防施設	小型動力ポンプ付 積載車 1 台	追加 事業主体-----町 補助事業